

市立秋田総合病院新病院ネットワーク設計業務に関する
公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

この要領は、市立秋田総合病院新病院ネットワーク設計業務を委託するにあたり、事業者から企画提案を受け、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

市立秋田総合病院新病院ネットワーク設計業務

(2) 業務内容

令和4年度に完成予定の新病院において、医療情報システム、インターネットシステム、電話システム等が統合的に稼働する情報ネットワークシステム設計を行う。

(3) 履行場所

市立秋田総合病院

(4) 委託期間

令和2年6月30日

(5) 設計費用上限額（税込）

11,136,840円

3 受託候補者の選定

公募により提出された書類等を基に、市立秋田総合病院新病院ネットワーク設計業務に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）での審査により、受託候補者を選定する。

4 参加資格

本業務に関する公募型プロポーザル参加者は、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。

(1) 平成25年4月1日から病床数300床以上の医療機関において、複数件の統合ネットワーク（HIS系とインターネット系の統合）の設計・導入実績および稼働実績のある業者であること。

(2) 地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程第6条第1項に規定されている者であること又は地方独立行政法人市立秋田総合病院物品等業者登録名簿に登録されている者であること。

(3) 地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程第7条の規定に該当する者ではないこと。

- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
- (5) 地方独立行政法人市立秋田総合病院反社会的勢力対応要綱第2条の規定に該当する者でないこと。
- (6) 租税に滞納がないこと。

5 参加方法

(1) 実施要領等の入手方法

実施要領、参加表明書その他公募に係る資料・様式は、市立秋田総合病院ホームページ (<http://akita-city-hospital.jp>) からダウンロードすること。

(2) 参加申込み

本業務に関する公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。

ア (様式1) 参加表明書

イ (様式2) 会社概要

ウ (様式3) 受注業務実績書 (実績を示す契約書の写しを添付すること。)

エ (様式7) 機密保持に関する誓約書

オ (様式8) 反社会的勢力排除に関する誓約書

(3) 提出方法

持参もしくは郵送 (※郵送の場合は書留郵便とし、提出期限当日午後5時必着とする。)

(4) 提出場所

〒010-0933 秋田県秋田市川元松丘町4番30号
市立秋田総合病院新病院建設室

(5) 提出部数

1部

(6) 提出期限

令和元年11月7日(木)午後5時必着

(7) 参加者の決定

本業務に係る企画提案への参加者は、委員会において提出書類に基づき審査し決定する。審査結果は令和元年11月15日(金)までに書面により通知する。

6 本件に関する質疑

- (1) 本件に関する質疑については、(様式4) 質問票により受け付ける。
- (2) 受付期限は、令和元年10月28日(月)午後5時必着とし、提出方

法は、電子メールとする。

- (3) 受け付けた質疑に対する回答は、令和元年 11 月 1 日（金）までに当院ホームページに掲載する。

7 本業者選定にかかる説明会

本業者選定にかかる説明会は実施しない。

8 提案書類の作成および提出

企画提案への参加決定通知を受けた者は、下記内容についての提案資料を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

ア (様式 5) 企画提案書表紙

イ (様式 6-1~3) 業務実施体制

ウ 企画提案書 (別紙 1 提案要求仕様書を踏まえたもの)

エ 工程表 (任意様式)

オ 参考見積書 (様式 9)

カ ネットワーク構築費用参考見積書 (任意様式)

ネットワーク機器、線材、固定電話機、スマートフォン、機器設定、配線工事等含む

(2) 提出部数

原本 1 部 ア~カ

副本 10 部 イ、ウ、エ

(3) 提出方法

持参もしくは郵送 (※郵送の場合は書留郵便とし、提出期限当日午後 5 時必着とする。)

(4) 提出先

〒010-0933 秋田県秋田市川元松丘町 4 番 30 号

市立秋田総合病院新病院建設室

(5) 提出期限

令和元年 11 月 21 日 (木) 午後 5 時必着

(受付は、土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで)

(6) その他

提出書類ウについては、A4 横向き、横書き、上綴り、両面印刷、20 頁以内 (表紙を除く) とし、ページ番号を付すこと。文字は 11 ポイント以上とする。

ア、オおよびカ以外の書類については、社名を記載しないこと。

参加者多数の場合は、書類審査を実施する場合がある。書類審査の

結果は二次審査の案内とともに文書で通知する

9 プレゼンテーションの実施

受託候補者の選考に当たっては、提出された企画提案書類を基にプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。

(1) 実施日時

令和元年 11 月 28 日（木）

時間は別途指定する

(2) 実施場所

市立秋田総合病院内

(3) 出席者

4 名以内（本業務責任者を含む）

(4) 説明時間

設置時間を含め提案書等の説明に 20 分、質疑応答に 10 分程度

(5) その他

プロジェクタおよびスクリーンは病院側で用意するが、パソコン等は提案者側で準備すること。スクリーンに投影する資料は内容が提案書と相違ないこと。社名を記載しないこと。

10 候補者の選定

(1) 提案者のプレゼンテーションおよびヒアリングに基づき、市立秋田総合病院新病院ネットワーク設計業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会において、総合的に評価・採点し、最高点を得た参加者を優先交渉権者として選定する。

ア 優先交渉権者の決定にあたっては、別に定める「優先交渉権者決定基準（非公開）」に基づき、回答内容を公平かつ客観的に評価する

イ 最高点が同点の場合は、参考見積書の金額の低い者を優先交渉権者とする。さらに参考見積書の金額が同額である場合は、くじ引きとする。

ウ 最高点を得た提案者が辞退した場合は、次点の提案者を優先交渉権者とする。

エ 選定結果は、企画書を提出した者に対し、書面により結果を通知するとともに、当院ホームページにおいて公表する。

オ 審査結果に対する問合せについては一切応じない。

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する提案は、無効とする。

ア 本業者選定について不正の行為があったとき

イ 虚偽の申請を行ったとき

ウ 本業者選定に関する条件に違反した者

11 契約の締結について

委員会での選定結果、受託候補者として選定された者を優先交渉権者とし、契約締結の交渉を行う。当該交渉が、選定結果通知日から 30 日以内に整わないときは、次点に選定された者と改めて契約締結の交渉を行う。

12 その他

- (1) 提案書類の返却は行わない。
- (2) 応募に係る費用は参加者の負担とする。
- (3) すべての参加者の提案書類は公表しない。
- (4) 提出された書類の受領後の差し替えおよび追加・削除は、原則として認めない。
- (5) 本提案に係る情報公開請求があった場合は、秋田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

13 本件に関する問い合わせ先

〒010-0933 秋田県秋田市川元松丘町 4 番 30 号

市立秋田総合病院 新病院建設室

Tel : 018-823-4171

メールアドレス : ro-hocp@city.akita.lg.jp